

## 埼玉県煙火消費技術基準

埼玉県煙火消費技術基準

(目的)

第1 埼玉県内における煙火消費（以下「消費」という。）に関しては、法令に特別の定めのあるもののほか、この基準の定めるところによる。

(消費場所の区分)

第2 消費場所は、次の各号のとおりとする。

1. 第1種消費場所 次のア又はイに該当する消費場所
  - ア 観賞用煙火その他観衆が多い煙火消費場所であって周辺に人家等が密集する場所
  - イ 次号の消費場所であって事故若しくは事故の虞が生じた場所
2. 第2種消費場所 次のア、イ又はウに該当する消費場所
  - ア 観賞用煙火その他観衆が多い煙火消費場所であって周辺に人家等が密集していない場所
  - イ 信号雷その他観衆が少ない消費場所であって周辺に人家等が密集する場所
  - ウ 次号の消費場所であって事故若しくは事故の虞が生じた場所
3. 第3種消費場所 次のア又はイに該当する消費場所
  - ア 信号雷その他観衆が少ない消費場所であって周辺に人家等が密集していない場所
  - イ その他知事が安全と認めた煙火消費場所

(保安距離)

第3 火薬類取締法施行規則第56条の4第4項第1号に規定する通路、人が集まる場所、建物等から安全な距離（以下この基準において、「保安距離」という。）は、消費場所から通路等までの水平最短距離とする。

- ② 打揚煙火、仕掛煙火その他の煙火の消費にあたっての保安距離は、次の各号のとおりとする。
1. 打揚煙火（スターマインを含む。）の消費にあたっては、その保安距離は別表1のとおりとする。
  2. 仕掛煙火（スターマインを除く。）、水中金魚については、その保安距離を20m以上で知事が認めた距離とする。
  3. 小型煙火については、その保安距離を別表2のとおりとする。
  4. 演劇その他舞台効果の用に供する煙火の消費については、観客まで5m（枠仕掛等で枠等の高さが2.5m以上の場合は、高さの2倍の距離）以上で知事が認めた距離とする。
  5. 前各号に該当しない特殊煙火にあつては、知事の認めた距離とする。

(消費の方法)

第4 消費許可にあたっては、火薬類取締法施行規則第56条の4の規定のほか次に掲げる指導をするものとする。

1. 消防法第22条の規定による火災警報が発せられた場合、直ちに消費を中止させる。

2. 火薬類取締法施行規則第56条の4第4項第2号の強風とは強風注意報の発せられている場合又は消費場所において10m以上の風速がある場合とする。
3. 打揚業者に煙火及び打揚筒の点検を十分行わせ、黒玉（不発玉）の発生及び筒ばねの防止措置をとらせる。
4. 筒ばね等の防護には、畳等、危害を予防するのに十分な材質の防護材を使用させるものとし、別表3の例を参考とすること。
5. 煙火置場は防災テント等を使用し、煙火玉は木又はプラスチック製の箱に収納させるものとする。
6. 小型煙火の消費に際しては、以下の事項を行わせるものとする。
  - (1) 煙火の規格、能力については事前に調査、確認をすること。
  - (2) 外装が紙製の小型煙火の場合には、縄、針金、布テープ等を用いて側面、底面を補強し、又は、板等で周囲を囲い、暴発時の飛散防止措置を講ずること。
  - (3) 杭、ブロック等を用いて固定し、転倒防止措置を講ずること。また、砂バケツ、地中埋め込み等の方法を講ずる場合は3分の1以上埋めること。
  - (4) 特に風の影響を考慮し、設置場所の検討、点火の判断をして、飛散物に注意を払うこと。

(警戒の処置)

第5 保安距離の外側に立入禁止区域を設定し、関係者以外の者が立ち入れないような警備体制を敷かせるものとする。

- ② 前項の措置が講じられない場合又は保安距離内に人家等が相当数在る場合は当該煙火の消費を許可しない。ただし、前項の警備体制が万全のものであって保安距離内の人家等が極めて少数かつ打揚地点から十分離れている場合であって、消費時間中の立退等の措置が講ぜられるものはこの限りでない。

(禁止事項)

第6 消費許可証交付の際、次に掲げる場合、煙火消費を中止するよう申請者等に教示するものとする。

1. 大雨又は落雷の危険のある場合の消費
2. 火災警報発令下、強風下その他法令により禁止されている場合の煙火消費
- ② 次に掲げる煙火の消費は、原則として許可しない。
  1. 吊物、旗物及び長玉の消費
  2. 重ね玉（スターマインを除く）の消費
  3. 斜打ちによる消費（上空で開発しないものを除く）
  4. 手筒花火の消費
  5. 曲導付煙火に竹木等危険なものを付けたものの消費
  6. 蜂等を用いた小型煙火の消費
  7. 塩素酸カリウムを含む煙火の消費

8. 5 段以上の雷の消費
9. 午前 6 時以前又は午後 9 時以後の消費

附則

この基準は、昭和 38 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この基準は、平成 4 年 1 月 1 日から適用する。

附則

この基準は、平成 5 年 7 月 1 日から適用する。

附則

この基準は、平成 11 年 8 月 19 日から適用する。

附則

この基準は、平成 21 年 1 月 1 日から適用する。

別表 1 煙火消費の際の保安距離（球状打揚煙火）

消費場所		第 1 種	第 2 種	第 3 種	備考
直径					
7.5	ポカ物	半径 80m 以上	半径 40m 以上	半径 30m 以上	
7.5	割り物	半径 80m 以上	半径 60m 以上	半径 40m 以上	
9	ポカ物	半径 110m 以上	半径 60m 以上	半径 40m 以上	
9	割り物	半径 110m 以上	半径 100m 以上	半径 80m 以上	
12	ポカ物	半径 120m 以上	半径 90m 以上	半径 80m 以上	
12	割り物	半径 120m 以上	半径 110m 以上	半径 100m 以上	
15	ポカ物	半径 200m 以上	半径 150m 以上	半径 100m 以上	
15	割り物	半径 200m 以上	半径 160m 以上	半径 120m 以上	
21		半径 200m 以上	半径 200m 以上	半径 150m 以上	
24		半径 230m 以上	半径 200m 以上	半径 170m 以上	
30		半径 250m 以上	半径 220m 以上	半径 200m 以上	
60		半径 400m 以上	半径 400m 以上	半径 300m 以上	
90		半径 600m 以上	半径 600m 以上	半径 600m 以上	

別表 2 煙火消費の際の保安距離（小型煙火）

種 別	保 安 距 離	備考
爆竹 (※1)	A 10m 以上	
	B 20m 以上	
	C その都度定める	
車花火（火輪） (※2)	A 正面方向 10m 以上 円周方向 20m 以上	
	B その都度定める	
吹出し・噴水	火の粉が吹き上がる高度の 1.5 倍以上（最低 10m 以上）	
打揚 (※3)	A 30m 以上	
	B 50m 以上	
その他	その都度定める	

(注) 上記保安距離は、小型煙火を水平に固定し、垂直方向へ打ち揚げる際のものであり、斜め打ち等の特殊な消費に際しての保安距離は、その都度定める。

## ※区分

※1 爆竹	A 「パイプの外形 1cm 以下、パイプの長さ 4cm 以下及び爆薬量 0.06g 以下」のもの 例：商品名「声々報喜」等
	B 「A」以外のもの 例：商品名「一万頭礼砲」等
	C 飛散防止措置等を講じているもの 例：金網等で周囲を覆い、星等の飛散を防止している等
※2 車花火（火輪）	A 「エンジンとなる火薬筒の内径 3cm 以下、火薬筒の長さ 18cm 以下及び火薬筒 30 本以下」のもの 例：商品名「大火輪」等
	B 「A」以外のもの 例：商品名「大風車」等
※3 打揚	A 星等を打ち揚げるのに内筒を用いないもの
	B 星等を打ち揚げるのに内筒を用いるもの

別表3 離隔距離（打揚筒から関係人までの距離）と防護措置の例

(ポリカーボネート板を以下「ポリカ」という。)

球状の煙火玉の 直径	離 隔 距 離 ( m )			
	5m 未満	5m 以上 10m 未満	10m 以上 20m 未満	20m 以上
3cm 超 15cm 以下 (5号玉)	(イ)飛散物を遮断する防護措置 例) 2mm 厚ポリカ 又は畳床	(ハ)飛散物に対する安全対策 例) ヘルメット着用等		その他の 安全対策
21cm 以下 (7号玉)	例) 4mm 厚ポリカ 又は畳床	例) 2mm 厚ポリカ 又は畳床		
24cm 以下 (8号玉)	例) 28mm 厚ポリカ 又は畳床 又は鋼板 8.1mm <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">注</span>	例) 4mm 厚ポリカ 又は畳床	例) 2mm 厚ポリカ 又は畳床	
30cm 以下 (10号玉)	不 可	(ロ)飛散物の威力を軽減する防護措置		
60cm 以下 (20号玉)		例) 8mm 厚ポリカ 又は畳床 2 枚 又は鋼板 2.3mm	例) 5.9mm 厚ポリカ 又は畳床 4 枚 又は鋼板 4.6mm	
60cm 超			例) 16mm 厚ポリカ 又は畳床 4 枚 又は鋼板 4.6mm	

注 : 8号玉(24cm)を離隔距離 5m 未満で消費する時、防護措置を次のように 45 度に置く場合は、ポリカ 20mm 又は畳床 5 枚又は鋼板 5.8mm でも良い。



- ・防護措置の大きさは、人がかがみ隠れる程度の大きさ以上とする。
- ・4mm 厚ポリカは 2mm 厚ポリカ 2 枚でも可。以下同様、ポリカの重ねでも可。
- ・別表 3 と同等以上の防護措置能力のあるものでも可。
- ・不可のところは、いかなる防護措置を施しても打ち揚げはできない。